

卓越研究員事業について (申請者 (若手研究者) 向け)

平成29年3月29日

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課 人材政策推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

卓越研究員事業とは・・・

- 卓越研究員事業では、大学、公的研究機関、企業等の多様な研究機関において、テニユア又はテニユアトラック制等を活用したポストでの研究を希望する優秀な若手研究者を募集します。
- 卓越研究員に決定した優秀な若手研究者が安定かつ自立して研究を実施するため、研究機関に対してスタートアップを支援します。
- 若手研究者が本事業を活用して、多様な研究機関に挑戦し、安定かつ自立した研究環境でキャリアアップを図ることを期待します。

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

- ①研究機関からのポスト提示及び一覧化公開
- ②申請
- ③卓越研究員候補者の選考方法等
- ④当事者間交渉
- ⑤卓越研究員としての決定
- ⑥取組のフォローアップ

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

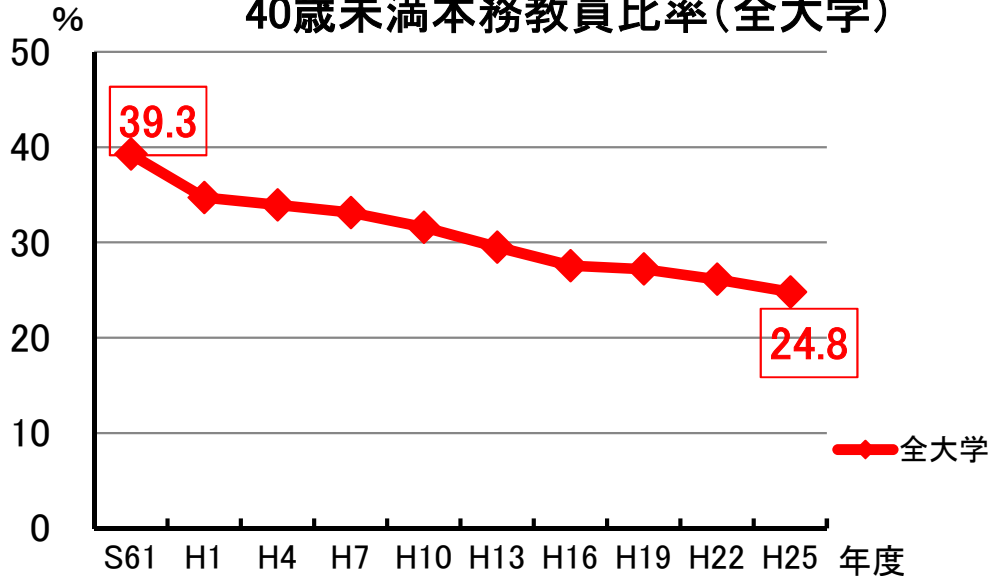
- ①研究機関からのポスト提示及び一覧化公開
- ②申請
- ③卓越研究員候補者の選考方法等
- ④当事者間交渉
- ⑤卓越研究員としての決定
- ⑥取組のフォローアップ

課題①：若手研究者割合の低下（大学本務教員に占める若手教員の割合）

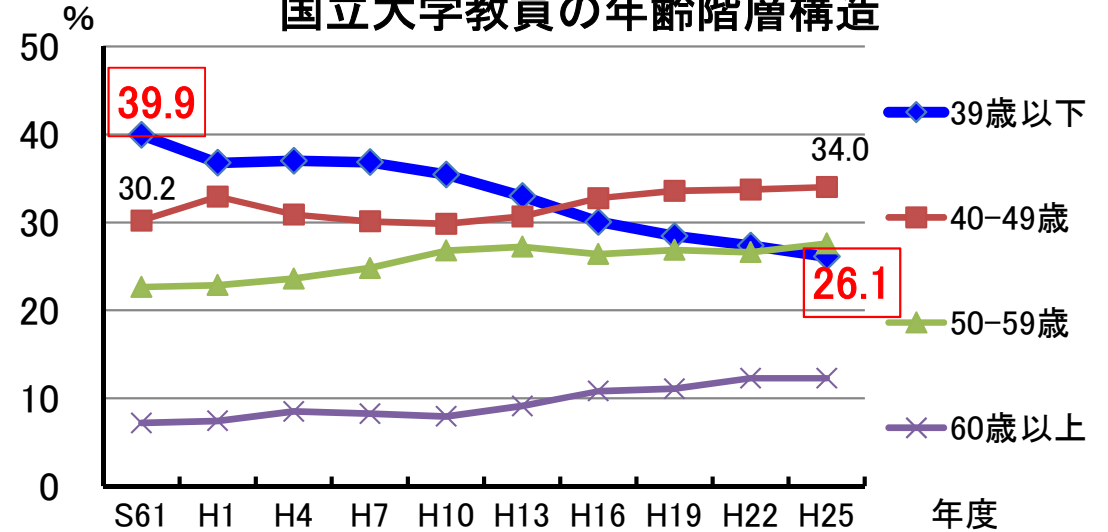
○ 大学本務教員に占める若手教員の割合は低下傾向。

※「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において「第5期基本計画期間中に、40歳未満の大学本務教員の数を1割増加させるとともに、将来的に我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指す」とされている。

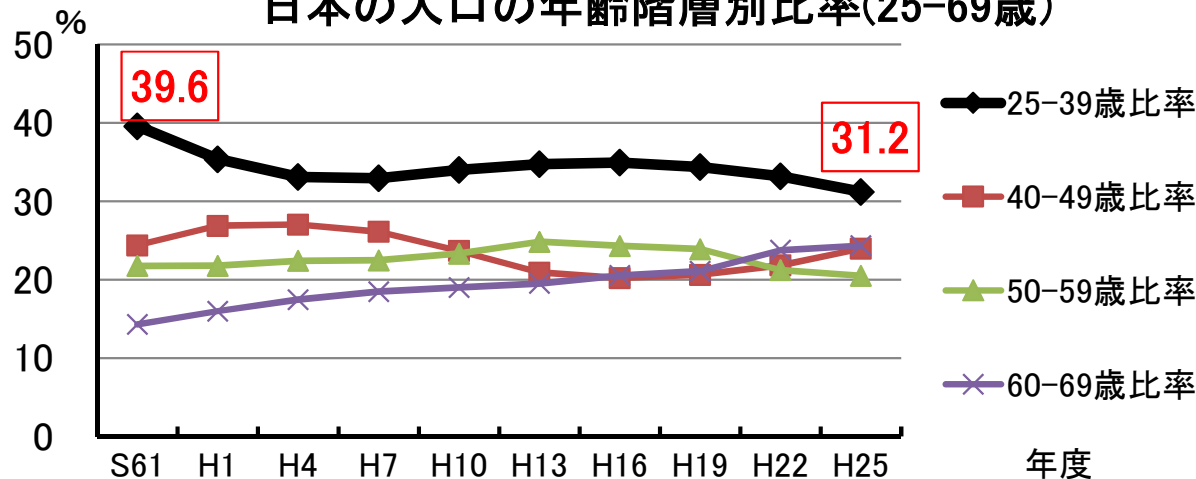
40歳未満本務教員比率(全大学)



国立大学教員の年齢階層構造



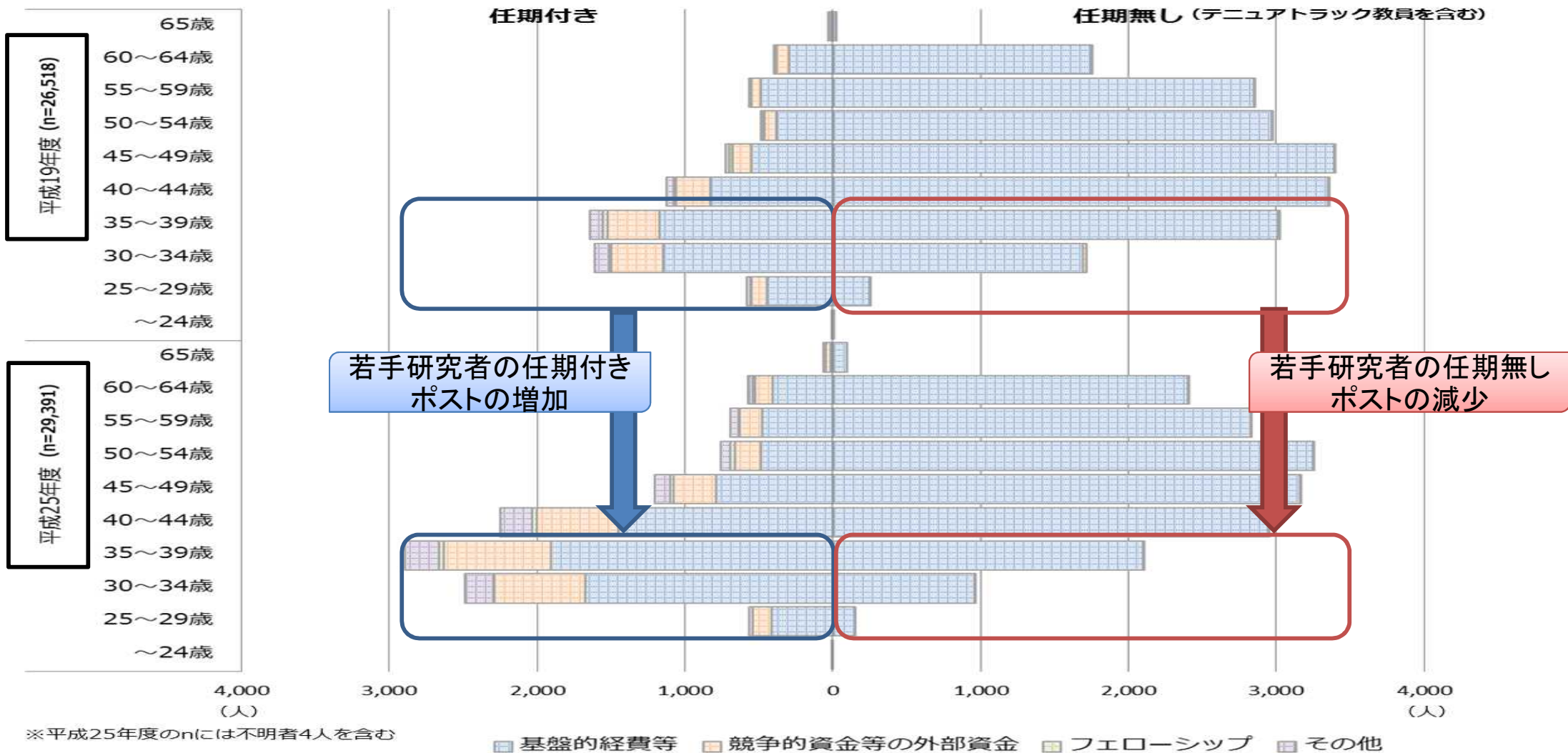
日本の人口の年齢階層別比率(25-69歳)



資料：文部科学省「学校教員統計調査」及び総務省「人口推計」に基づきNISTEP及び文部科学省において集計

課題①：若手研究者割合の低下（研究大学における教員の雇用状況）

○研究大学(RU11)においては、任期なし教員ポストのシニア化、若手教員の任期なしポストの減少・任期付ポストの増加が顕著。



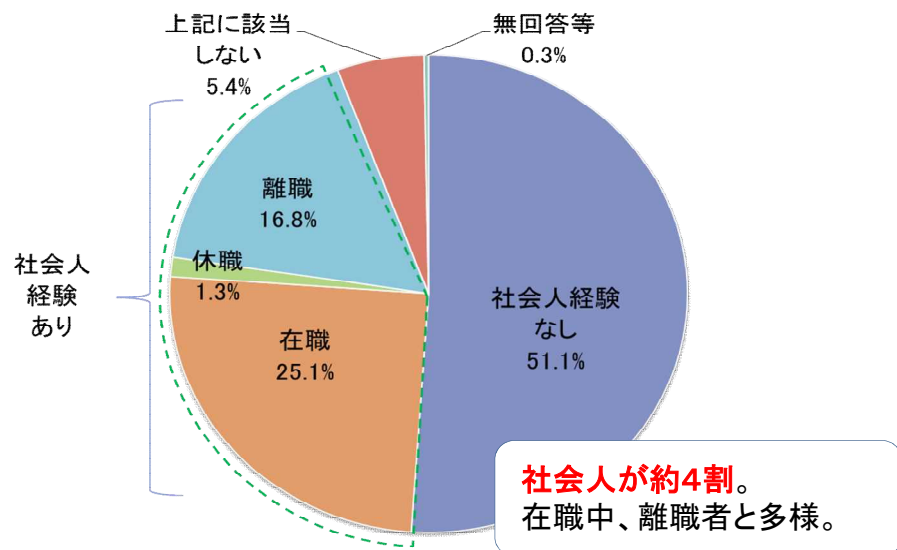
※学術研究懇談会（RU11）を構成する11大学における大学教員の雇用状況に関する状況を調査したもの。

出典：「大学教員の雇用状況に関する調査」（平成27年9月 文部科学省、科学技術・学術政策研究所）

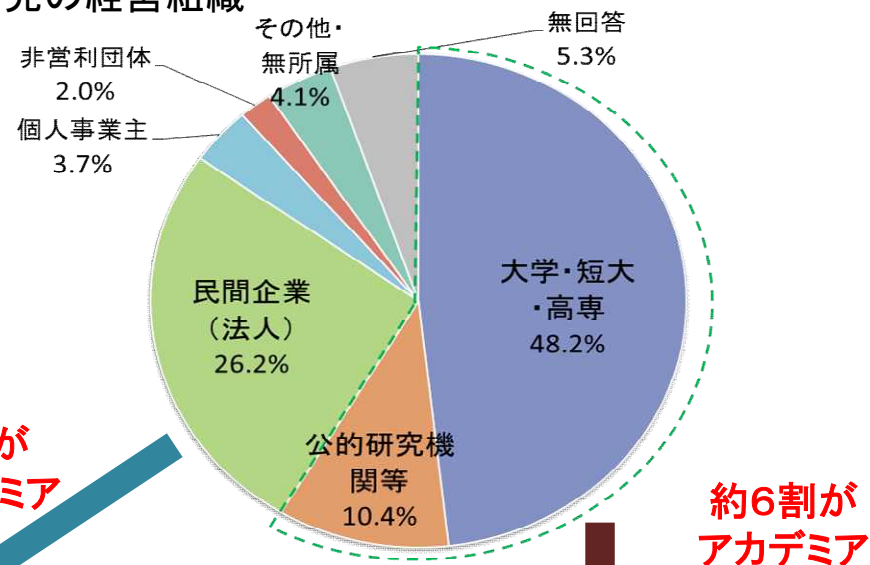
(参考) 博士人材の就業の状況-“2つのキャリアパス” (2012年度博士課程修了者の1年半後の状況)

○博士人材の就職先が民間企業かアカデミアかにより、雇用形態の安定性に差がある。

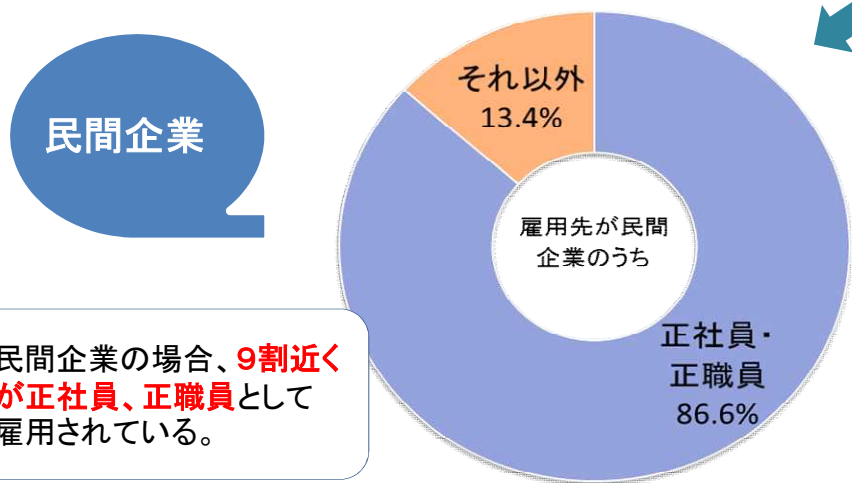
博士課程在籍時の就業状況



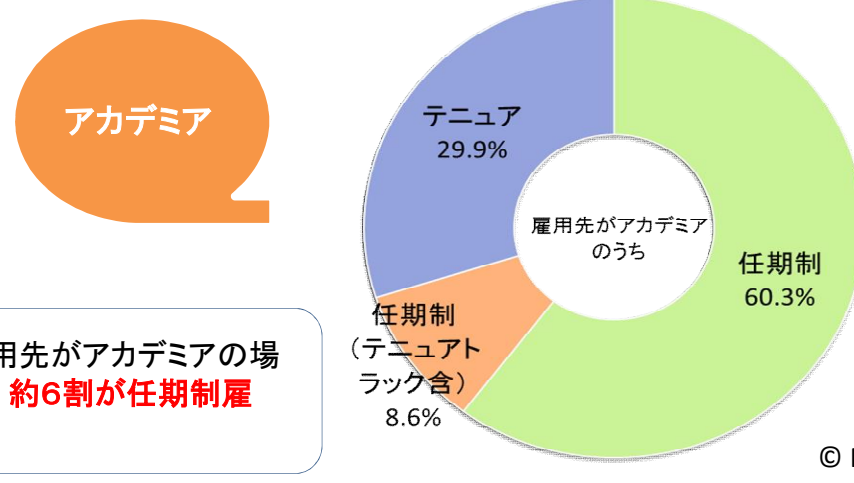
雇用先の経営組織



民間企業における雇用形態



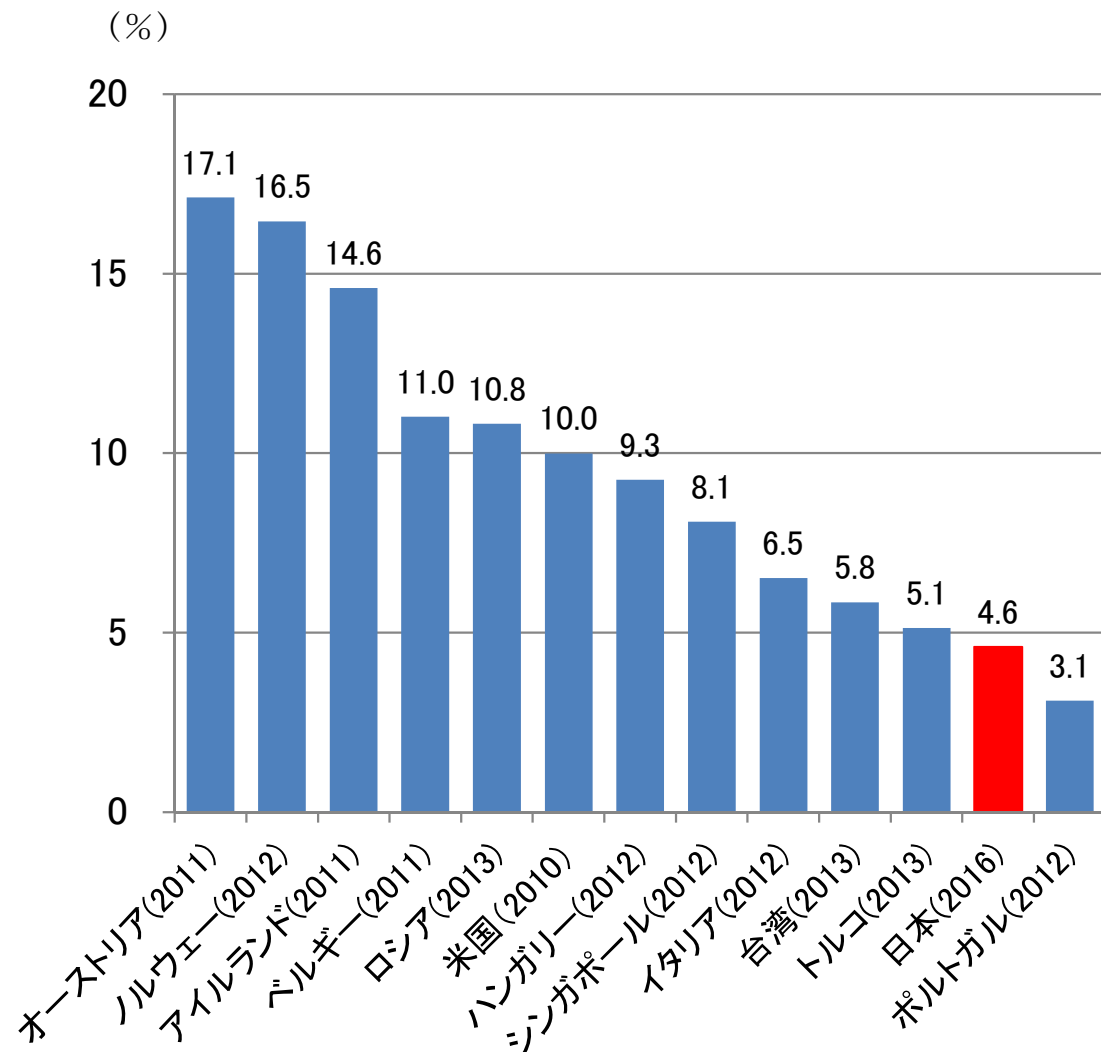
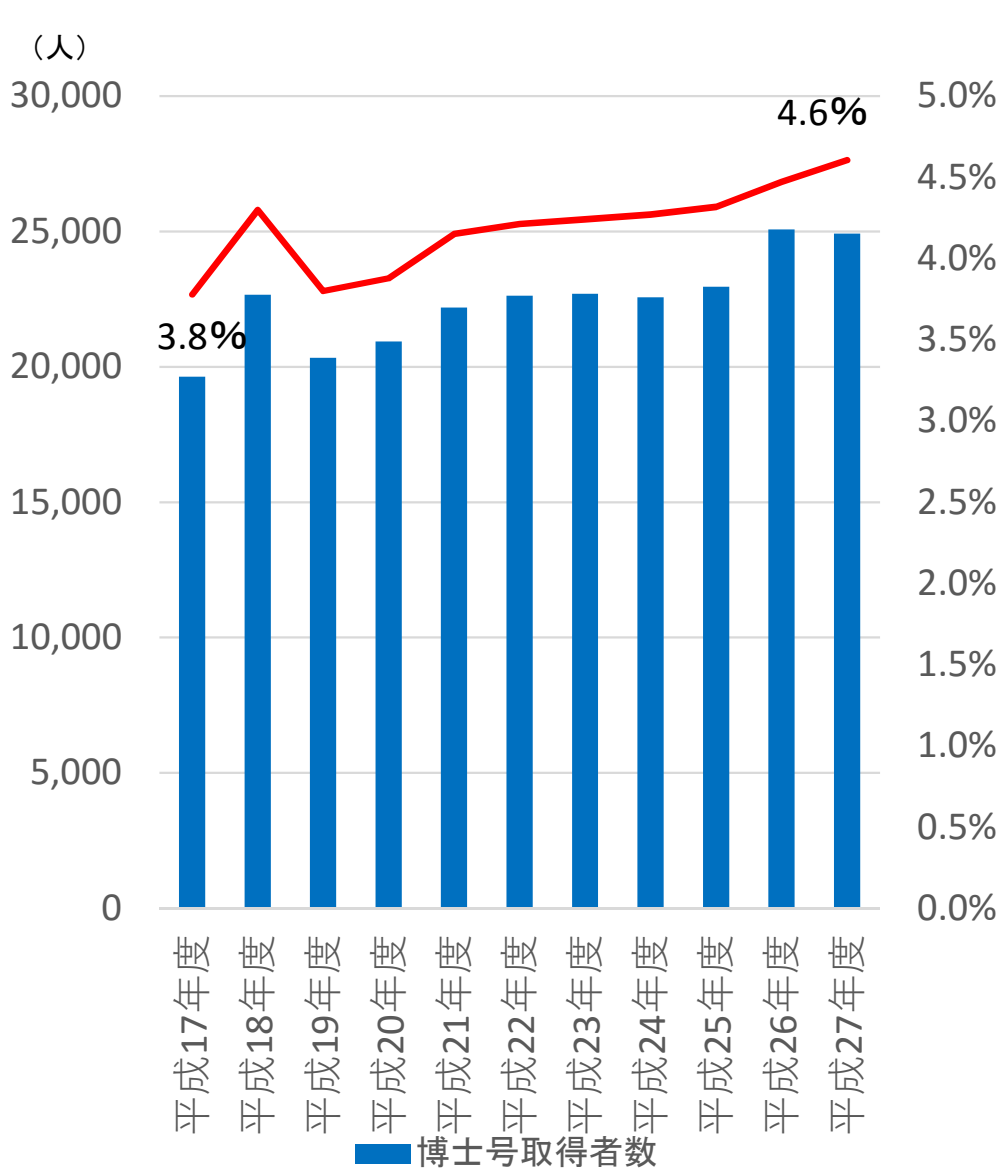
アカデミアにおける雇用形態



© NISTEP 2016

課題②：産学官の研究機関における研究者の状況（我が国企業研究者に占める博士号取得者の割合）

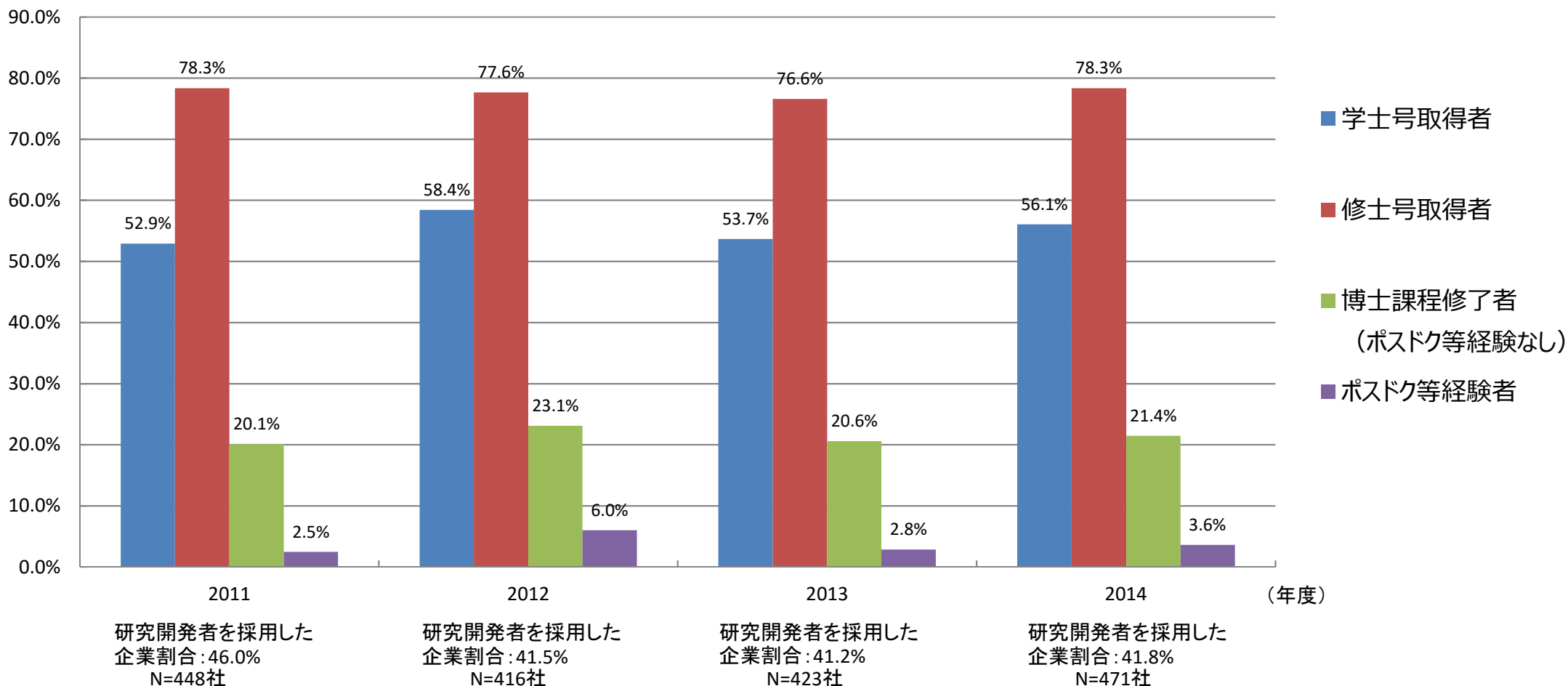
- 我が国の企業研究者に占める博士号取得者の割合は、微増傾向にある。
- 我が国は、企業研究者に占める博士号取得者の割合が各国と比較して低い。



出典：（日本）総務省統計局「平成28年科学技術研究調査」
 （米国）”NSF, SESTAT”
 （その他の国）”OECD Science, Technology, and R&D Statistics”
 以上のデータを基に文部科学省作成

(参考) 研究開発者を採用した民間企業における学位別採用状況

○平成23～26年度に研究開発者を採用した民間企業のうち、博士課程修了者（ポストドクター等の経験なし）を採用した民間企業の割合は、2割程度で推移している。



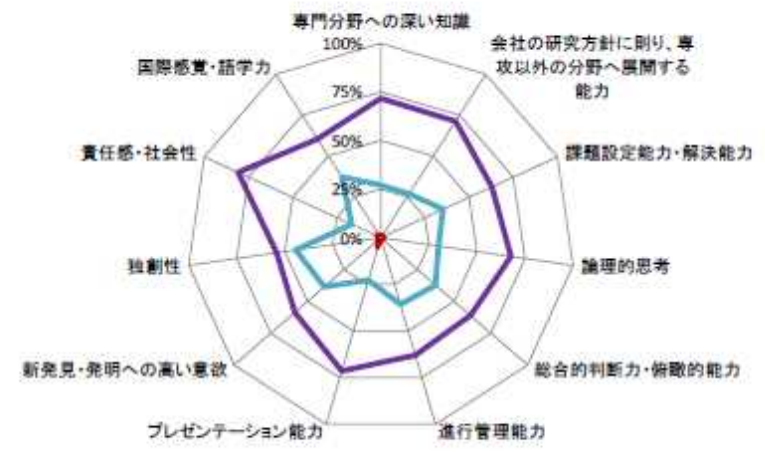
- ※ 博士課程修了者及びポストドク等経験者は、博士課程満期退学者を含んでいる。
- ※ 資本金1億円以上で、かつ、社内で研究開発を行っている民間企業を調査対象としており、各年次のデータは、同一企業を対象として調査した結果ではない。

(参考) 博士課程修了者の民間企業就職に関する課題 (取得学位別学生の採用後の企業の評価)

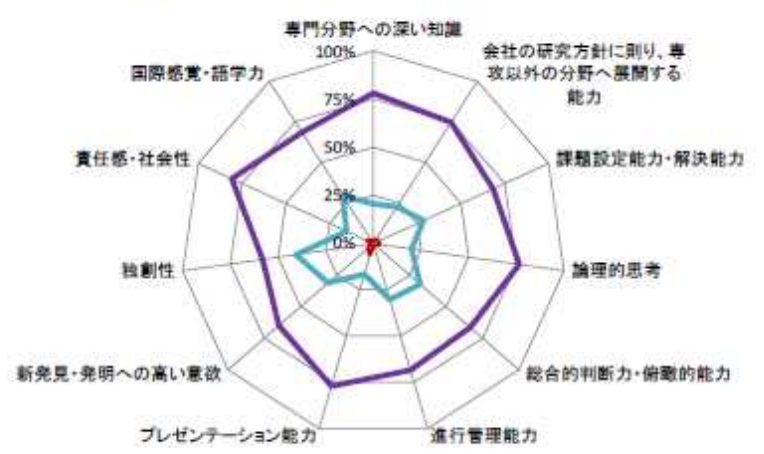
○企業の博士号取得者に対する採用後の印象は、総じて学士号・修士号取得者より上回っており、「期待を上回る」「ほぼ期待通り」と回答した企業の割合は約8割。

学生の採用後の印象

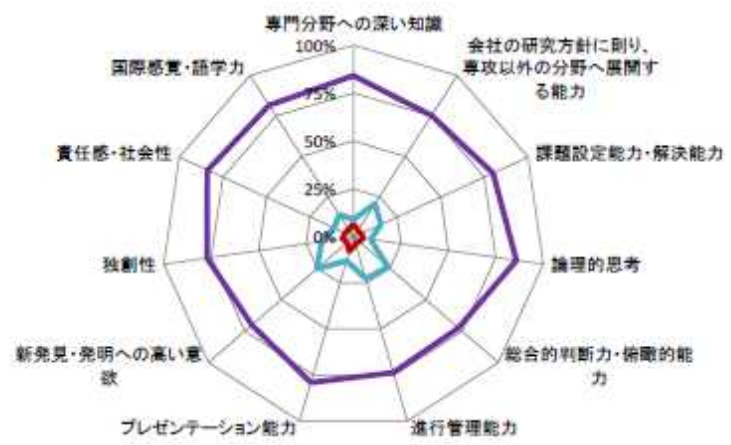
A. 学士号取得者



B. 修士号取得者



C. 博士号取得者



■ 期待を上回った ■ ほぼ期待通り ■ 期待を下回った

※文部科学省「平成19年度民間企業の研究活動に関する調査報告」より科学技術・学術政策研究所が作成。924社より回答のあった結果をとりまとめたもの。

出典: 科学技術・学術政策研究所「民間企業における博士の採用と活用」(2014年12月)

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

- ①研究機関からのポスト提示及び一覧化公開
- ②申請
- ③卓越研究員候補者の選考方法等
- ④当事者間交渉
- ⑤卓越研究員としての決定
- ⑥取組のフォローアップ

卓越研究員事業（平成29年度）

平成29年度予算額 : 1,510百万円
(平成28年度予算額 : 1,000百万円)

背景・趣旨

- ▶ 優秀な研究者の新たなキャリアパスを提示することにより、不安定な雇用によって、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を出すような若手研究者の減少を防ぎ、若手を研究職に惹きつける。
- ▶ 産学官の様々な研究機関における研究者の活躍を促進することにより、分野、組織、セクター等の壁を越えた人材の流動性を高め、急速な産業構造の変化への対応を図る。

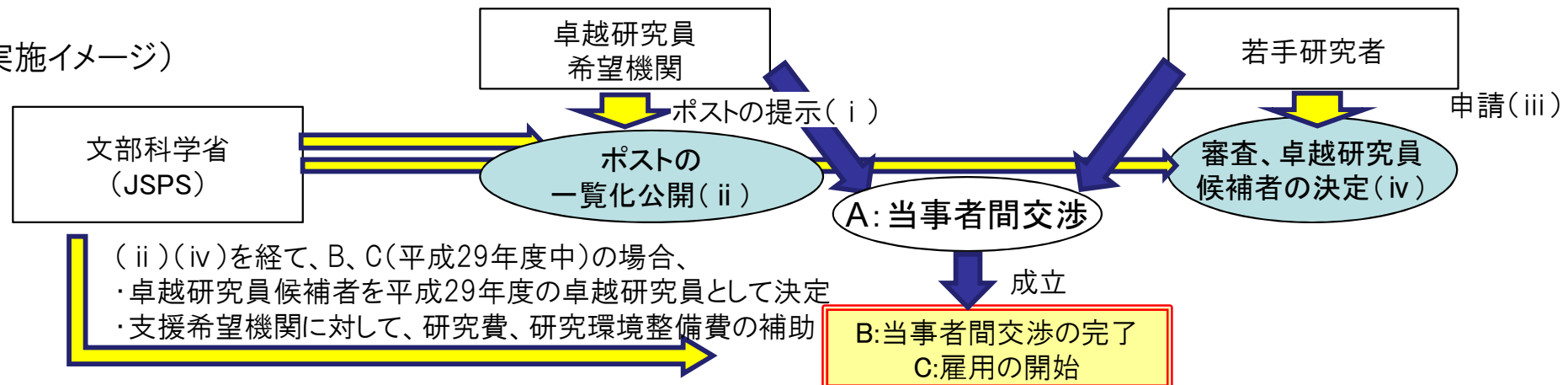
卓越研究員事業の狙い

- ・ 新たな研究領域に挑戦するような若手が安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現
- ・ 全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓

概要

- 研究領域：自然科学、人文・社会科学の全分野
- 人数：100名程度(平成29年度新規分)
※平成28年度は申請者849名に対して83名を卓越研究員に決定(平成28年10月末現在)
- 受入機関：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- 支援内容：**研究費：年間6百万円(上限)／人(2年間)**
(希望機関) **研究環境整備費：年間2～3百万円(上限)／人(5年間)**
※人文・社会科学系は、それぞれ3分の2程度の額を支援予定

(実施イメージ)



卓越研究員事業の実施プロセス（平成29年度公募）

研究機関

平成29年1月23日～2月20日

研究機関がポスト
を提示

※当事者間交渉（事前連絡を含む）、は、各研究機関と、申請した（予定を含む）若手研究者又は卓越研究員候補者が自由に交渉。いずれの場合にも、各機関は、公正で透明性の高いプロセスを経て選考。

7月初旬（予定）

機関に候補者リスト等
連絡

当事者間交渉

文部科学省 日本学術振興会（JSPS）

3月6日

ポストの
一覧化公開

当事者間交渉（事前連絡）（※）

5月～6月（予定）

審査、
候補者決定

7月上旬～9月（予定）

当事者間交渉（※）

卓越研究員決定、研究費・
研究環境整備費の支援
（交渉が完了した支援希望機関に対して）

若手研究者 （申請者/申請予定者）

3月21日～4月25日

若手研究者が
「卓越研究員」に申請

7月初旬（予定）

申請者に採否の通知

当事者間交渉

※前年度からの変更事項

- ・公募開始を早めたことにより、ポストの一覧化公開から申請までの期限を確保しています。

本日の説明内容

1. 事業実施の背景

2. 事業の全体像

3. 各論

- ①研究機関からのポスト提示及び一覧化公開
- ②申請
- ③卓越研究員候補者の選考方法等
- ④当事者間交渉
- ⑤卓越研究員としての決定
- ⑥取組のフォローアップ

- ❑ 全国の産学官の研究機関において、公募要領に示す要件に合致する提示ポストを決定し、文部科学省に提出。文部科学省は、主に、研究分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認
- ❑ 当該ポストで推進できる研究内容やキャリアパス、処遇など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断

→適合性を確認できた**72機関**、**204件のポスト**について、**卓越研究員事業HP(JSPS)**を通じて、一覧化公開。(URL : https://www.jsps.go.jp/j-le/post_list.html)
また、**JREC-IN**及び**各研究機関のHP**においても公開



一覧化公開ポストの状況（平成29年度）

一覧化公開ポスト数：204件

	総合 (※)	人文学	社会科学	数物系 科学	化学	工学	生物学	農学	医歯薬 学	計
大学 (46機関)	29	2	1	18	9	32	3	7	19	120
国立研究開発法人 (4機関)	10	0	0	4	5	4	1	0	3	27
企業 (21機関)	13	1	1	3	5	23	8	2	0	56
財団法人 (1機関)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計 (72機関)	53	3	2	25	19	59	12	9	22	204

(件数)

※「総合」とは、8つの分野（「人文学」から「医歯薬学」まで）のうち、複数の分野に関連するもの（情報学フロンティア、環境創成学、健康・スポーツ科学など）。なお、上表では、分野を「指定しない」ポスト（1件）についても、「総合」に含めて集計している。

産学官の多様な研究機関において活躍しようとする若手研究者のうち、申請者（研究者）は、**以下の要件を全て満たしていることが必要**。

a. 学位取得等：次の①から③の要件を全て満たす者

- ① **博士の学位を取得**又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）
- ② **平成30年4月1日現在、40歳未満**（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間、研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、年齢要件について配慮します。
- ③ 直近の5年間（2012年度以降）に研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）があること

b. 国籍は問わない

※前年度からの変更事項

- ・ 出産・育児による研究中断の場合の要件についての配慮を追加しました。
- ・ 博士号取得後の研究機関における研究経験の要件を緩和し、博士号取得直後の者も申請を可能としました。

（なお、卓越研究員候補者の有効期限については、平成28年度公募は2年間としていましたが、平成29年度公募は平成29年度中の1年間とします。）

● 研究者_様式 1

氏名、博士号取得の状況、審査希望領域などの基本情報を様式 1 に、卓越研究員として取り組みたい研究テーマの概要を様式 1 別紙に記入。

注意) 卓越研究員候補者に決定された場合、様式 1（別紙を含む）は、ポストを提示した研究機関に提供予定ですので、機密情報などは様式 1 に記入しないようご注意ください。

● 研究者_様式 2

①卓越研究員として取り組みたい研究テーマ

②研究業績

③産学官の多様な研究機関での経歴・経験等

● 研究者_様式 3

卓越研究員事業申請者に関する評価書。出身研究室や現所属研究室の研究者等に評価を依頼し、評価者が日本学術振興会の運営する申請システム上で作成・提出。

※前年度からの変更事項

- ・ポストを提示した研究機関へ提供する情報を、様式 1（別紙を含む）に整理しました。
- ・申請時の申請者（研究者）からの「希望研究機関登録」を不要にしました。（なお、別途アンケート調査を行いますので、ご協力願います。）
- ・日本学術振興会の運営する電子申請システムを通じての申請としました。

- 申請期間

平成29年3月21日（火）10時から同年4月25日（火）17時まで（期限厳守）

- 提出方法・提出先

電子申請システムを使用するには、日本学術振興会が設置・運営する電子申請システムを通じて「ID・パスワード発行申請」を行った上で、取得したID・パスワードを用いて電子申請システムにログインし、申請書の作成・提出を行ってください。ID・パスワードの取得及び申請書作成の詳細は日本学術振興会HPに掲載しますので参照してください。

□ 卓越研究員候補者の選考のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「卓越研究員候補者選考委員会」において実施。

卓越研究員候補者選考委員会

申請者要件の
適合性確認

昨年度
申請849名

書面審査

文部科学省

卓越研究員
候補者の決定※

昨年度
候補者176名

※一覧化公開ポストを提示した研究機関には、平成29年7月初旬を目途に候補者リスト等を送付(予定)

書面審査における主な審査の観点

- ① 我が国の科学技術や学術研究、科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域や技術分野等の開拓が期待できること
(海外での研究経験歴も考慮する。)
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること
(例：企業等での職務経験や長期のインターンシップ等(研究活動に係るもの)や、海外の研究機関における長期の研究経験等。)

※卓越研究員候補者の多様性(分野、性別等)、研究分野ごとの一覧化公開されたポスト数や申請者数等を考慮

※前年度からの変更事項

- ・面接審査については、申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、研究機関と候補者との当事者間交渉において面接等が行われていることを考慮し、廃止します。

- 各研究機関と申請者との間で、個別交渉（＝当事者間交渉）を行っていただきます。これは、**当事者間で直接又はJREC-IN Portal等を介して連絡**を取り合うことを想定しています。
- 各研究機関はポスト提示の際、ポストごとに申請書に「事前連絡」（後述）の要否や選考プロセス等の概要（各研究機関は、**選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう配慮**）を記載。なお、各研究機関は、ポスト一覧化公開後、選考プロセス等を更新することも可能となっていますので、HP等で最新状況をご確認ください。
- 当事者間交渉にあたって、文部科学省又はJSPSより、卓越研究員候補者の決定後、**候補者一覧等について、ポストを提示した全ての機関への配付を予定**しています。なお、文部科学省及びJSPSより、**特定候補者の特定機関への紹介・斡旋等の行為は一切行いません**。
- 詳細については、事前連絡に関することを含め、申請者に対して、文部科学省又JSPSより追って連絡することを予定しています。

- 当事者間交渉について、ポストの一覧化公開後であれば、卓越研究員候補者の決定前であっても、申請（予定）の研究者と一覧化公開されたポストを提示した機関は、個別に連絡を取り合うこと（＝事前連絡）が可能です。ただし、研究機関は、研究者の申請期限終了（平成29年4月25日）までは、内定等をできません。
- 研究機関はポストを提示する段階で、ポストごとに事前連絡の要否等を明記しています。
- 研究機関は、卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を「**必要**」とするポストから、事前連絡を「**不要**」とするポストに変更することも可能です。
※ただし、事前連絡を「**不要**」とするポストから「**必要**」とするポストへの変更は、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため、不可としています。

④当事者間交渉（事前連絡を含む）

文部科学省による
ポストの一覧化公開
(3月6日)

文部科学省による
卓越研究員候補者の決定
(7月初旬)

時期	1月23日～ 2月20日	3月21日～ 4月25日	5月～6月	7月上旬～	
状況	研究機関による ポスト提示	研究者による 申請	JSPSによる 審査	研究機関及び候補者による 当事者間交渉	文部科学省による 卓越研究員の決定・補助金の交付
事前連絡を必要としない場合	★ 事前連絡不要ポストとして提示			← 候補者と当事者間交渉 → ★ 成立	★ 届出 → ★ 卓越研究員の決定
事前連絡を必要とする場合	★ 一覧化公開後事前連絡可能 ★ 事前連絡必要ポストとして提示		★ 候補者決定前に研究者と当事者間交渉 ★ 内定は申請期限後	★ 成立	★ 届出 → ★ 卓越研究員の決定
ケース1	★ 事前連絡		★ 内定	(候補者の場合) ★ 成立 (候補者にならなかった場合) ★ 独自採用等	★ 届出 → ★ 卓越研究員の決定
ケース2	★ 内定に至らず		★ 事前連絡不要ポストに変更可能	★ 候補者と当事者間交渉 → ★ 成立	★ 届出 → ★ 卓越研究員の決定
ケース3	★ 事前連絡で希望者を絞り込み			★ 絞り込んだ候補者と当事者間交渉 → ★ 成立	★ 届出 → ★ 卓越研究員の決定
<参考> 平成28年度公募 推薦の仕組み	★ 推薦希望受付開始		★ 推薦者決定 文科省に報告	(候補者の場合) ★ 成立 (候補者にならなかった場合) ★ 独自採用等	★ 届出 → ★ 卓越研究員の決定

卓越研究員としての決定

卓越研究員候補者について、一覧化公開されたポストを提示した研究機関との当事者間交渉を経て、**平成29年9月末までに当事者間交渉が完了し、平成29年度中に雇用が開始される場合、平成29年度の卓越研究員（100名程度（予定））として、文部科学省が決定**します。

※平成28年度実績：**83名を卓越研究員として決定（平成28年10月末現在）**

卓越研究員のフォローアップ等

- **卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野及び雇用研究機関**を文部科学省のHP等を通じて、公表します。
- 我が国の科学技術イノベーション人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、**研究機関及び卓越研究員本人に対して、卓越研究員の決定年度及びその後の10年程度の間、卓越研究員の研究活動状況等について調査**を行いますので、ご協力願います。また、**本事業に申請した研究機関、研究者にも、アンケート調査**を行う予定ですので、ご協力願います。これらを踏まえ、卓越研究員の活動状況を文部科学省等のHP等を通じて、公表します。

（1）研究機関と申請者の調整に関する運用の変更

- ・趣旨の明確化のため、「雇用調整」を「当事者間交渉」と文言を修正。
- ・推薦の仕組みについては、概ね仕組みを継続する一方、運用を変更。
 - ①文部科学省への推薦者の提出等を省略し、一覧化公開ポストの提示機関と申請（予定）者が事前連絡を行うことを可能とする仕組みとする。
 - ②卓越研究員候補者の決定前であれば、事前連絡を必要とするポストについて、事前連絡を必要としないポストへ変更することを可能にする。
- ・より自由な当事者間交渉を可能にするため、申請時の申請者（研究者）からの「希望研究機関登録」を不要化。

（2）研究機関のポスト提示に関する様式の変更

- ・研究機関がポストごとの魅力、実情を記載しやすくするため、様式を変更。

（3）研究者の申請要件の変更

- ・博士号取得後の研究機関での研究経験について、直近5年間の研究実績（博士号取得者は博士論文を含むめてもよい）に変更。
- ・出産・育児により研究を中断した研究者に対する年齢要件の配慮。

（4）研究者の審査方法の変更

- ・申請者の負担軽減、審査の効率性の観点から、研究機関と候補者との当事者間交渉において面接等が行われていることを考慮し、面接審査を省略。

（5）卓越研究員候補者の有効期限の変更

- ・平成29年度の卓越研究員候補者が、平成30年度の卓越研究員事業に参加することを希望する場合、再度、平成30年度に本事業へ申請し、新たに候補者となることが必要。

卓越研究員事業とは・・・（再掲）

- 卓越研究員事業では、大学、公的研究機関、企業等の多様な研究機関において、テニユア又はテニユアトラック制等を活用したポストでの研究を希望する優秀な若手研究者を募集します。
- 卓越研究員に決定した優秀な若手研究者が安定かつ自立して研究を実施するため、研究機関に対してスタートアップを支援します。
- 若手研究者が本事業を活用して、多様な研究機関に挑戦し、安定かつ自立した研究環境でキャリアアップを図ることを期待します。

參考資料

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化

① 第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材輩出（卓越大学院(仮称)・卓越研究員制度による人材育成強化)

卓越研究員

- 卓越研究員制度については、本年2月から公募が開始されたところであり、多数の民間企業からも卓越研究員受け入れの意思が表明されたことは、人材・技術の流動化の観点からも歓迎すべき動きである。
- 本年中の卓越研究員及びその受け入れ機関の決定の実績等を分析しつつ、大学、国立研究開発法人、民間企業等での卓越研究員の受け入れが円滑に進むよう、制度を着実に推進する。
- 特に特定国立研究開発法人や指定国立大学法人では、他機関に先駆けて民間企業等とのクロスアポイントメント制度を活用した卓越研究員の受け入れを積極的に推進する。

政府方針②：第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）

今後起こり得る様々な変化に対して的確に対応するため、**若手人材の育成・活躍促進**と大学の改革・機能強化を中心に、基盤的な力の抜本的強化に向けた取組を進める。

○ 人材力の強化

- 若手研究者のキャリアパスの明確化とキャリアの段階に応じ能力・意欲を発揮できる環境を整備（**若手向け任期なしポストの拡充促進、大学の若手本務教員の1割増**など）

国内外の人材、知、資金を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるため、**人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環**し、イノベーションが生まれ出されるシステムを構築。

○ オープンイノベーションを推進する仕組みの強化

- 人材の移動の促進、人材・知・資金が結集する「場」の形成、
- こうした取組を通じたセクター間の研究者移動数2割増、大学・国立研究開発法人の企業からの共同研究受入れ額の5割増